

一宮市制施行100周年記念事業準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一宮市制施行100周年記念事業準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、市制施行100周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 記念事業の企画・運営に関すること。
- (2) 市民チャレンジ事業に関すること。
- (3) 広報・宣伝方法に関すること。
- (4) 市制施行100周年記念事業実行委員会の設立準備に関すること。
- (5) その他関連事業の円滑な推進に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、別表に掲げる委員をもって組織し、会長が委嘱する。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 会長は、一宮市長をもって充てる。

2 副会長は、会長が準備委員会の承認を得て、委員のうちから委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順により、その職務を代理する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱のときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。

2 所属する機関又は団体等の役職員であることにより委員等となった者がその役職員を退任した場合は、その職を解き、会長は、必要に応じて後任者を補充することができる。

3 前項に定めるほか、会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて後任者を補充することができる。

4 第2項及び前項により選出された委員等の任期は前任者の残任期間とする。

5 会長は、第2項及び第3項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第9条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長及び委員をもって構成する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

4 会議では、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 専門委員会の設置に関すること。

(4) 専門委員会に付託及び委任する事項に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 会議は、委員の過半数の出席をもって開会し、議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、議事が軽微な事案であるとき又は緊急を要する場合においては、会長は、書面により委員の表決を求めることができる。

- 6 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前項の適用については会議に出席したものとみなす。
- 7 会長がその職務を行うことができない場合、又は不在の場合には副会長が会長の職務を行う。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員長は、専門委員の中から会長が指名する。
- 3 専門委員会は、専門委員の互選により専門委員会副会長を定める。
- 4 専門委員長は、専門委員会の議事を整理し、秩序を維持する。
- 5 専門委員会は、準備委員会から付託された専門的事項について調査審議し、専門委員長はその結果を準備委員会に報告しなければならない。
- 6 専門委員会は、準備委員会から委任された事項について審議決定し、専門委員長はその結果を必要に応じて準備委員会に報告する。
- 7 専門委員長がその職務を行うことができない場合、又は不在の場合には専門委員会副会長が専門委員会長の職務を行う。
- 8 専門委員の任期等は、第8条の規定を準用する。
- 9 専門委員に関し必要な事項は、準備委員会に諮って会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、準備委員会を招集するいとまがない緊急事項又準備委員会等の権限に属する事項で軽易なものについては、専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の準備委員会において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第12条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を政策課100周年記念事業推進室内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 補則

(解散)

第13条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元年5月13日から施行する。

(有効期限)

2 この会則は、準備委員会において解散が議決されたときにその効力を失う。

別表（第4条関係）

一宮市長	一宮市議会 議長
一宮商工会議所 会頭	公益社団法人一宮青年会議所 理事長
愛知西農業協同組合 代表理事組合長	学校法人修文学院 理事長
いちい信用金庫 理事長	愛知県商店街振興組合連合会 一宮支部 支部長
一宮市町会長連区代表者連絡協議会 会長	一宮市地域づくり協議会連絡会 会長
一宮市芸術文化協会 会長	一宮市市民活動支援センター 統括マネージャー